

## 個別注記表

- 1) 引当金の計上基準  
賞与引当金・従業員賞与の支給に充てるため、期末直前支給額を基準とした見積額を計上している。
- 2) 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。